



# 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

## 準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

**労働衛生管理体制の確立**  
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

**暑さ指数(WBGT)の把握の準備**  
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

**作業計画の策定**  
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

**設備対策の検討**  
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

**休憩場所の確保の検討**  
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

**服装の検討**  
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

**教育研修の実施**  
管理者、労働者に対する教育を実施

ガイド・教育動画 e-learning




**緊急時の対応の事前確認**  
緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



### 服装

準備期間に検討した服装を着用



### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)



### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の  
調整  
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意  
すること



### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏  
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患  
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲  
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



### 作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる  
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

## 重点取組期間

# 7月

## にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

## 1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

## 2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

## 3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬（予定）

(2) 施行日 令和7年6月1日

# 今後の労働安全衛生対策について（概要）

【令和7年1月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】

## 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、
  - ・ 個人事業者等自身が講じるべき措置を定める（規格を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生教育の受講など）
  - ・ 注文者等が講じるべき措置を定める（個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化など）
  - ・ 個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設するなどの対応を行うことが適当。

## 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

- ストレスチェックについて、現在努力義務となっている労働者数50人未満の事業場にも実施を義務とすることが適当。
- 見直しに当たっては、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保することが適当。

## 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- 化学物質の譲渡・提供者による危険性・有害性情報の通知義務の履行確保の観点から、通知義務違反に罰則を設けることが適当。
- 化学物質の成分名が営業秘密に該当する場合には、代替名等の通知を認めることが適当。リスクアセスメントの実施に支障がないことを担保する観点から、代替名等の通知を認めるのは、一定の有害性の低い物質に限定することが適当。
- 個人ばく露測定について、測定の精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当。

## 4. 機械等による労働災害の防止の促進等

- 危険な作業を必要とする機械等（ボイラー、クレーン等）に義務付けられている「製造許可」の一部や「製造時等検査」について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大することが適当。
- 登録機関の不正防止強化のため、検査業者に検査基準への遵守義務を課す、不正に技能講習修了証を交付した教習機関に対して回収命令等ができるようにすることが適当。

## 5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進

- 高年齢労働者の労働災害を防止するため、必要な措置を講じることを事業者の努力義務とし、国が措置内容に関する指針を公表することが適当。

## 6. 一般健康診断の検査項目等の検討

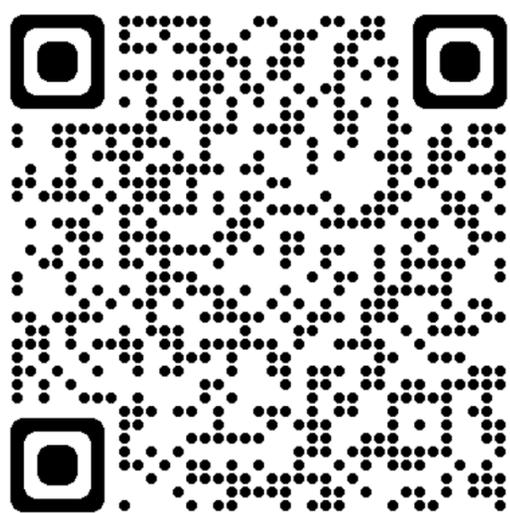
- 月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、標準的な問診票である一般健康診断問診票に質問を追加することが適当。
- 口腔保健指導の好事例を展開する等により、歯科受診に繋げる方策を検討することが適当。

## 7. 治療と仕事の両立支援対策の推進

- 治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることを事業者の努力義務とし、国が措置内容に関する指針を公表することが適当。

埼玉第14次労働災害防止計画  
進捗状況把握のための

アンケートにご協力  
お願いします。



上記の二次元コードを読み取り回答するほか、埼玉労働局ホームページ「埼玉労働局からのお知らせ」等から回答することもできます。

[https://isite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou11/2025\\_14minaosi](https://isite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou11/2025_14minaosi)

今後の労働災害防止計画の見直し等のための  
資料とさせていただきます。